○４番（福永　啓君）　一般質問を行います。吉無田地域等中山間部の開発及び危機管理について、一般質問をいたします。

本年６月下旬、吉無田高原にある旧のんびり村約35ヘクタールが、佐賀市に本部を持つ宗教法人の創始者であり教祖とされる人物に売却されました。当時、現状の変更はない土地売買であると届け出がされておりますと、町は説明していましたが、一方で、マスコミは当初より大規模開発計画が報じられていました。そして約１カ月後、この宗教団体の関連会社とされる株式会社宝珠が旧のんびり村に移転登記を行い、その後、すぐ社名を株式会社宝珠から株式会社Ｇ＆Ｍに変更、さらに御船町に対して、サッカーコート３面、温泉施設、フィールドアスレチック広場などの大規模開発の概要が提出されました。そして、８月には、宗教法人の創始者から株式会社Ｇ＆Ｍに再度土地が売却され、地域住民や町に対して何ら説明がないまま、既に現状変更を伴う開発行為が始まっています。この進出、開発行為を行っているのは、過去大きな社会問題を引き起こし、昨年隣の西原村でも進出反対の住民運動が起こった宗教団体の関連団体及び関連人物であることから、地域住民の方々を中心に大きな不安が広がっています。また現在、進出と開発に反対する署名運動も始まっています。

旧のんびり村で行われようとしている開発について、進出団体や関連人物、事業計画など、町はいつどのような情報を得て、どのような団体及び人物であると判断し、どのような対処をしたのか。また、今後どのような対応をするのかをお聞きいたします。今回の吉無田地域の開発進出は、地域住民のみならず、町民全体の生命財産及び町の財産を脅かす恐れがあるのではないかと大変危惧しております。地域町民の生命財産及び町の財産を守るという危機管理の観点から、町はこの問題をどのように認識し、どのような対処をしたのか。また今後どのような対応をするのかをお聞きします。

個別の質問については、質問席よりいたします。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

まず、進出団体についてでありますが、履歴事項全部証明書によりますと、現在は株式

会社Ｇ＆Ｍ、資本金2,000万円。設立、平成25年１月10日で、旧株式会社宝珠から株式会社Ｇ＆Ｍへ商号変更。これは平成26年７月18日にであります。当主は佐賀市の男性、宝珠宗宝珠会の開祖と思われます。平成26年６月20日、国土利用計画法に基づく土地売買届出書が提出されております。

関連人物ということで、こちらも履歴事項全部証明書の記載欄より、次の役員名が書いてあります。取締役、開圭介、山崎三男、森加津代、境美由紀、監査役、泉田洋一、同じく監査役、山﨑砂土美。

それから、事業計画の情報としまして、平成26年８月６日、有限会社地域開発設計社。熊本市中央区保田窪１丁目１番33号、代表取締役、田村道夫が、仮称吉無田高原のんびり村自然公園計画の概要として、関連法令に係る設計許認可申請スケジュール表を提示し、境界確定及び事業の確認について、申し出と町職員に対して、口頭で説明をされております。

次に、どのような対応をしたのかということでありますが、有限会社地域開発設計社、代表取締役、田村道夫氏に対して、多種多様な関係法令、国土五法、県条例、町の企業要綱等があるため、適宜協議してくださいということで、指示をしてあります。また、同時に関係関連法令に先立ち、地元住民への説明会等を開催して、不安解消に努める指示も行っております。

今後の対応につきまして、これまで２回にわたる熊本県及び関係町村連絡会議を中心に、国土五法等や県条例等、また町の指導要綱に基づき、関係機関等と連携して対応してきました。また嘱託区の東部区長会との情報交換会、これは７月24日に行っております。その後、嘱託員定例会、これも同日であります。７月25日、農業委員会、７月30日、老人クラブ連合会会長会、８月４日、農振協議会、同じく消防団等と行ってきておりまして、田代東部地区、浅の藪の説明会を７月31日、上田代が８月３日、南田代第４区が９月４日で説明会をする中で、また情報交換等を行っています。その後は、毎月の嘱託員会定例会前に１時間ほど東部の６人の区長をはじめ、嘱託員会の会長等、三役も参加をいただいて情報交換を行っております。今後も引き続き県をはじめとする関係機関との連携はもとより、地域住民との情報交換を行い、地域住民への不安解消のためにも、町、議会、住民との三者で連携を図りながら、しっかりと対応していくということにしています。

次に、地域住民の生命財産及び町の財産を守るという危機管理の観点から、町はこのこ

とをどう考えるかということであります。行政としての対応としては、まず法に照らし合わせてどうなのかが基本にあるため、想定した表現や思いだけでは行動することが厳しい状況もあります。例えば、問いにありますように、恐れがあるといった抽象的な判断で、相手方を誹謗中傷することはご承知のとおり人権侵害にも当たると思われるため、安易な発言や行動を起こすことは差し控えたいと考えます。できるできない、あるいは許可をしないといった行動及び判断は、相手の動きを注視した上で法に抵触するということになれば、即措置をとることはできるし、そのときは関係機関と一体となって対抗措置を講じることとなると考えます。

また、これまでの、相手方が起こされているネット上での賠償問題についても、非常に遺憾な活動内容とは認識しておりますので、そのことが今後特に町内でも発生するということになれば、町や県と一体となって法のもとでのきちんとした対応をしていくということになります。

詳細につきましては、自席からお答えします。

○４番（福永　啓君）　まずは、一般的な経過からご説明いたします。まず、一番最初に個々の団体、最初に宗教団体の会長と思われる個人名で東海電機から、その土地が売られたわけなんですが、一番最初にそういう売られるとか、そういう計画があるとか、そういうのを町が調べたのはいつですか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　先ほど言われました６月20日に土地売買の届出書が受理された時点で確認したところです。

○４番（福永　啓君）　確かに公式的には６月20日になると思います。その前に、何かそういう話があったりとか､そういう､このあたりは何かよそから来なはるという話がありよる、売買の話が進みよるとか、そういううわさ、もしくはそういう情報等、そういうのを町では確認していらっしゃいませんでしたか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　旧のんびり村の跡地につきましては、いろんな方が話には来ておられましたので、この件に関することなのかというのは、その当時は認識しておりませんでした。

○４番（福永　啓君）　跡地といいますと、東海電機が持っていらっしゃいますよね、もうそのときには、既に。その東海電機に対して何かいろんな､「ここを売ってくれんか」とか、そういうことを作ろうかとか、そういううわさ、そういう計画というのが幾つかあったと

いうことなんですか。ちょっと今の、跡地と言われて、まだそのときは跡地ではないですから。ちょっとよくわかりません。

○企画財政課長（吉本正剛君）　今時点では跡地になりますので、どっちかで整理したいと思います。一応跡地で整理したほうが話しやすいかなと思いますので。跡地につきましては、ご存じかと思いますが、太陽光のメガソーラー関係の話もあっていますし、またそのほかにもいろんな方が代わり代わり、旧のんびり村跡地を中心としたような形での、それが土地取り引きなのか、あるいはそこに自分たちが構想を描いていることなのか、その辺の詳細まではつかめませんが、そういうこのあたりの土地を何か生かした事業をやりたいというか、そういった話はされていますので、その話の中が、今回の件にイコールかというと、そこまでは結びついておりませんでした。

○４番（福永　啓君）　そういうサッカーコート３面とか温泉施設ですとか、何か食事をして公園を造るとか、そういう計画みたいなのも、６月20日以前に聞かれていたんですか。それとも、そういう幾つか聞いた話の中の１つにそういうのがあったなあという感じですか。それとも、そういう話は全然なかったということですか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　いろんな話の中に、そういう話はありました。

○４番（福永　啓君）　既にもう１年半ぐらい前に、西原村で同じ団体が、問題が起こって住民の反対運動が出て、進出が今宙ぶらりんの状態になっていることだと思います。西原村は隣です。その当時も、隣でそういうことが起きているんだったら我が町もやはり吉無田とか、水もすごいきれいなところですので、狙われる可能性は十分あると思う。そういうことに対して、何か調査とか情報収集とか、そういうことは１年半ぐらい前の段階で行われましたか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　町外の事情についての情報収集は行っておりません。

○４番（福永　啓君）　すみません、実は私は１年半ぐらい前に、町に対して情報とかＣＤ等、あと新聞記事等を町に提供していたはずなんですが。それはじゃあ、私が提供した方が持っていらっしゃっただけで、町の企画とかそのあたりには一切知らされていなかったということですか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　私の中では、そういった情報は受け取っていません。

○４番（福永　啓君）　わかりました。次に、６月20日の段階で、さっき言いました、それで正式に売買の届出書が出た時点です。それに対して、移転について、すべて適合、適合と

いう形で、県に対して審査をしております。その時点では、もう既に、この人物が西原村で問題になった人物であるという認識はできていたはずなんですが、適合、適合と出した理由、その判断基準は何だったのでしょうか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　まず、その時点で西原村の問題との整合性までは認識していませんでした。ただ、売買がなされたという認識の中で、売買届が出ましたので、国土利用計画法等に伴います土地売買届出のチェック欄については、何ら、形式的なチェックといいますか、そういったのもありますけれども、その法に違反するような売買届出はありませんでしたので、マニュアルというですか、そういったのに沿ってチェックをして、県への具申をしたところです。そして、若干、先ほどから出ていますが、意見書の中での、そういった情報を提出する前に、うわさをちょっと聞きましたので、どういう形の話かまだ詳細にはわかりませんが、土地利用が変更になるようなことがもしかするとあるかもしれないということを察知しましたので、そのときはちゃんと県に、具申の中に町のそういった十分な事業説明とか変更がある場合は、そういったのをちゃんとしたところで、いろんな計画を行ってくださいというのを県に申し添えたところです。

○４番（福永　啓君）　そうしますと、その20日以前か27日に、７日に提出されていますよね。最初の土地売買届出に対する意見書。このときの審査の過程では、その団体に対し、その人物です、人物が開祖として対する宗教団体及び、それが過去に犯した違法行為についての認識がなかったと。だから、一般的に通してしまって、後で、ちょっとそういううわさが入ってきたので、とりあえずその他の部分で景観の指導を願うということを書いたということですか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　事業経営ということになるかと思いますが、20日の時点で、先ほど言いましたように、若干情報を得ましたので、提出まではそういった気配のことは感じておりました。ですから、県とのほうも、県にも相談しまして、どういう処理の仕方というか、この届出書についての対応の仕方を県からも指導をいただいたところで、処理をしました。

○４番（福永　啓君）　この20日の時点で、ある程度情報は入っていたということでしたら、これは適合以外にも不適と書く余地も、マニュアルを見れば十分に可能だと思います。ここは何か、これを不適とせずに、もしくは判断をせずに適合と書いた何か理由はございますか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　不適とすることが何なのかは、それはどこをもって言われるんですか。そういうことが判断は、県とも先ほど言いましたように不適という、書面上はありませんでしたので、そういう不適という処理の仕方はしてないと。マニュアルに沿って県とも相談して、これは１週間以内に届けねばなりませんので、県に具申しなければいけませんので､そういう手続きを､県の指導ももらったところで具申したということです。

○４番（福永　啓君）　これについては、危機管理のところで後ほど聞きますので、一応経過説明だけでお願いいたします。わかりました。

その後、また同じような、今度土地の売買があったら、この届け出を出さなきゃいけない。また実はその宗教の教祖の方から、今度はさっき言った株式会社宝珠、Ｇ＆Ｍです、今変更している。そこに土地届、売買されました。そしたら、またこれを、この土地売買届出書に関する意見書を書かにゃいかんわけですね｡それにはどのような意見を書かれて、その書かれた根拠はどのようなものでしょうか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　それにつきましては、今度は具体的に、先ほど言われていますように、サッカー場とか、そういった施設を、利用目的の中に書いてありました。そういうことですので、別に、される分はいいんですが、そういう計画があるならば、ちゃんと説明とか、そういった計画をもって地域住民にも、また役場にも説明をした中で、事業計画をしてくださいということをまた県に具申して、そういった事情です。

○４番（福永　啓君）　そうしますと、ここに意見書で公表されている土地利用計画への適合性、これも適合だったんですね。そして、公表されていない土地計画への利用性、そういった、前回と違うところは、その他のところにそのようなことを書いたということで、ほかは全部適合となしでよろしいんでしょうか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　よろしいです。

○４番（福永　啓君）　そうしますと、現状、開発行為が進んでいると。見方によれば、修繕行為とも取られるかもしれませんが、現状開発行為が進んでいると思います。それについて、町はどのような事前報告を受けて、それに対して何か指導は行いましたか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　その後は、各担当課の、さっき言いましたように、概要的な絵図面というと言い方があれですが、概略図というか概要指示、アバウトなそういった許認可の申請のスケジュールを持っておられましたので、各々関連というか関係機関です、そちらに問い合わせをしてきておられます｡幾つか言いますと､森林法に伴う伐採届とか、

あるいは、ちょうどそこが砂防地域の指定の地でありますので、県の砂防関係とか、あとはそれに伴っての境界立ち会いとかいうのを、その後ずっと２～３日前までもされているところです。調査については、担当課でお願いしております。

○４番（福永　啓君）　そういう池の拡張とか伐採とかが行われていたと思うんです。私が言いたいのは、それが事前に、今から伐採しますよとか言って実際伐採が行われたところも何遍かあると思うんです。それと、池のところを掘ったりとかして、土砂を違うところに持っていったりとかして、そういう現状変更を私は伴うと認識していますが、そういう開発行為が事前に行われていると。それについて、事前に町に何か報告はございましたか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　個別に言いますと、今言われたように、池のことは何も言われていません。ただ、また開発行為にどうなのかと、・・・思っていますが、区画性質の変更ということをしますので、その辺も県と協議しながらいっているんですが、まだ今のところは、さっき言われたように修繕というか、しゅんせつをされているに過ぎないという理解で、今後は、そのあたりは総合的な計画としたとらえ方を、県とも協議しまして、認識して、総合的な計画ということになれば、開発とかの申請、あるいはうちの指導要綱に対しての申請も必要となってきますので、そういう段階に今後はなるかと思います。

○４番（福永　啓君）　端的にお答えいただいて結構なんですけど、木も何本か切られましたよね、その事前に。そういうのについての、事前に町に今から切りますよと、伐採許可が出た後は別です。伐採許可が出る前に、砂防地に何本か木の伐採とかを行っていられる形跡があるんですが、それについて、町は報告を受けていたのか、把握していたのかということはいかがですか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　私のほうでは確認できていません。私のほうでは確認しておりません、そういった情報は聞いておりません。

○４番（福永　啓君）　まず、今現状のことをお聞きいたしました。ここで、認識を投じておきたいんですが、この団体、人物について、これは私の認識なんですけど、これは事実だけを申し上げます。昭和61年頃、この旧のんびり村を買収した人物らが、昭和61年頃ハンドパワーで体の痛みを取ることができるなどとして始めた団体が始まりだったと認識しています。当時は、その団体は自らは宗教ではないと主張していたんですが、平成に入り、その集金システム自体が社会問題化し、多くの損害賠償裁判が起こされました。そして、新聞、週刊誌等でも取り上げられることになりますと、今度は一転、その団体、宗教法人

ではないと主張していた団体を解散して、宗教法人を買収、そして宗教法人を名乗り活動しました。裁判においては、それは別の団体だということも主張していたようですが、裁判においては、その元の団体と、新たに今現在ある宗教法人、それは同一であると認定され、１億6,000万円ほどの損害賠償、これはすべて起こされた裁判全部です。最高裁まで負け続けて、さらに所得隠しも指摘され、約20億円近い追徴課税を受けているということです。

その裁判の中で、旧のんびり村を買収した人物及び関連団体の行為について、ハンドパワーは実在するものとは認めがたい。社会的相当性を逸脱しており、違法と言わざるを得ない。医学的裏付けもないのに、医療（リョク）目的で加入した著しい詐欺行為だなどと認定されているんです。それは最高裁で確定しています。現在でも、同じ人物が、同じ団体です。訴えとされた同じ団体です。が、同じ行為を行って、何か最初は入会金は140万円だったらしいんですが今は70万円ぐらいに下がっているみたいです。もらって会員を続けているという実態があると私は認識しています。

消費生活センター、弁護士事務所に対して、現在でも苦情や相談等が寄せられ続けていると認識しています。こういう団体であると。いかがですか、町も同じような団体、そういう認識で、ここの認識は一致していると思ってよろしいですか。もし一致しているんだったら一致している。一致してないんだったらここのところはこう違いますみたいなところをおっしゃっていただければ。

○企画財政課長（吉本正剛君）　私たちが情報を収集している中は、インターネットでの中での収集ですので､そういう面から見ると､今言われたようなことが掲載してありますので、そういう方面から考えると、似ているんじゃないかと思います。

○４番（福永　啓君）　インターネットだけではなくて、実際にこの裁判を手がけた弁護士の方々ですとか、そういう方々から実際にこのインターネット上の情報は正しいのかとか,そういう実情はどうであるのかとか、この裁判においての実情はどうであるのかとか、そういう情報収集はされませんでしたか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　そこまではまだやっていません。

○４番（福永　啓君）　そこが、非常にやっぱり重要なところなんですよ。まず、今進出しようとしている団体、人物、その方々がどのような方々かというのをきちっと調査をして、判断して、その認識を共有して事に当たらなければ、町民と町、議会、これがばらばらに

なってしまうと思います。この人物、団体についてなんですが、今町も大分署名運動とか起こっております。法的対策については、先ほどそういうことが考えられますとかおっしゃいました。今後、ぜひ早急に、これにかかわった弁護士の方ですとか、もしくは新聞記事がいっぱい出ております。その書かれた新聞記者の方々、そして、その他関係者の方々にお会いして、この団体、人物がどういうものであるのかという認識をひとつきちっと提出することが必要だと思いますが、そういうことを今からすぐなさっていただけませんでしょうか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　まさしくそういうことは必要だと思いますし、またこれからしなければいけないと思いますが、福永議員がそういった情報があれば早目に言ってもらうのもお互いの連係プレーじゃないかと思います。ただ単に、執行部が知ってないからどうのこうのじゃなくて、知っていれば先に情報をいただきたいと思います。

○４番（福永　啓君）　私は全然知ってないので、私はしょっちゅう言ってますよ、それはそういうところだというのはですね。議会でも言っていますし、執行部に対しても昨年度から同じような情報を上げています、私は。よろしいですか、１年前から上げているんですよ。

町長、町長自体は、現状でこの団体、人物について、私がさっき言った、過去にそういう社会的相当性逸脱して違法行為を行って、・・目的で会員著しい会・・・だなどと認定されている団体なんですが、現在でも同じ行為をやっていると思います。こういう認識と町長の認識はいかがでしょうか。そごがありますか。いかがですか。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

ネット情報はネット情報で持っておりますけれども、自分自身が確認しておりませんので、この場では控えさせていただきます。

○４番（福永　啓君）　それじゃいかんわけですよ。ネット情報だけじゃないですね。私は、今ちょっと私何回も言いましたよね、言ってください、電話かけてくださいと。私は６月20日の時点でもう法律事務所の名前をお教えして、そこに確認してくださいということも一緒に言いました。町長も、まだ確認して、いろんなネットで見ているだけだからようわからんという段階なわけなんですね、町としては。それに対して、具体的にそれ以外、その裁判所で認定された訴状等を取り寄せるとか判例集を取り寄せるとか、裁判官に聞くとか、そういうことはなさっていないわけですよね。

○町長（山本孝二君）　そういう情報収集は当然必要かと思いますけれども、先ほど吉本課長も言ったように、私の思いの中では、まず私たちができることは法の中でいかに規制ができるのかと。きちんと法令遵守について成立するというのが一つ。それから、先ほど言いましたように、地元の区長６名の方中心に、一生懸命なされています。その情報で地元として何ができるのかと。それから、議会でも先ほど補正予算で上げてあるかと思いますけど、参考人招致並びに・・・の研修等もなされるということで、議会としてもそういう行動をしていると。ですから、そういうそれぞれの情報の確認した部分をお互いに共有し合って、そして最大限の努力をしながら、やはりそういう団体であれば、きちんとした対応をすると。

私がこの議場で言えるというのは、やはり宗教の自由もありますし、そういうところの個人的なものを、一部のことで公にはできないということを言っています。

○４番（福永　啓君）　地域住民の方々も、町長含めいろんな方に、これについては、こんな団体ですよと十分寄せられていると思います。私も寄せています。議会は議会でしています。その情報が今入っていないみたいなことをおっしゃるのは、非常に私は心外でならないんですが。

まず、町長、この認識をおっしゃってください。今現在、この開発を行おうとしている団体です。一応サッカーコートとかいう計画が出ております。この団体及びこの人物が加盟するこの開発行為、これは法的に問題なければ、これは許可をせざるを得ない。一応法的には全部クリアしてもらうけど、それが問題なければ許可せざるを得ないよね、というスタンスなのか。これは、法的に、もう法を極限まで開拓して阻止をする。だけど、それに穴があった場合は、条例とか規則とか作ってでも、絶対この団体は御船町に、どのようなことがあっても阻止するという、どちらのスタンスですか。それを聞かせてください。

○町長（山本孝二君）　行政として、まず法律の中で、きちんと対応するということです。そのために、県の各部、各課、それから公安、弁護士等をネットワークを張っております。常に情報を共有しながらやっていると。具体的に言いますと、今砂防法で、先日境界の立ち会いをなされています。その中で、私も確認しましたけども、そういう法的な中でどこまでできるのかと。今地籍を、あと民民の境界をやれば地籍の確定ができるということで、そういう労力を払ってもらいながら、きちんと書類等の整備をしないとチェックもできません。ですから、そういうことをやはり行政としてできることをやるということです。

ですから、福永議員がそういういろんな情報をキャッチするのが得意であれば、その部分の情報をさらにこちらに出していただいて、また地元にも共有しながら、そこで知恵を出すと。先日、内部ではもうしょっちゅう打ち合わせをしておりますけれども、一つのイメージとして、例えばこういう正方形の形があるとすると、例えば行政が法的な部分が、上のほうでどういうことができるのかと。そして地元でもいろんなことを、区長たちを中心にやられています。例えば、地域のパトロール、それからのぼり旗とか、あるいは集会とか、それから議会ができる部分、この例えば正方形の中の、まだやってない部分をどうやって詰めていこうかと。その中の一つとして、アンケート調査も嘱託員定例会でもお話をされて、協力するということになっていますし、消防団も動いているという話も聞いています。ですから、そういう自分たちにできることをやりながら、それを情報収集して共有しながら、今現在こうなっているということで、福永議員の得意分野でぜひ情報を流してほしいと思います。

○４番（福永　啓君）　私たちは、政務活動費を使って、２日間にわたって調査を行ったりして、その報告書も出しております。それはご覧になっていると思います。そのような形で、一応情報は余すところなく私たちは差し上げているつもりです。そしてしかも、区の方々からいろんな情報も入ってきている。一つお聞きしたいのは、連携で情報を共有しながらともおっしゃっている。情報は今も入っていると思います。

今、町が持っている情報では、じゃあ、この団体というのは、さっき言ったように二択です。法律が許せば、開発行為とか、そういうのがあっても、現状の法律でいいとか、開発行為とかそういうのがあっても仕方がないよね、と判断をしているのか。それとも、絶対ここは阻止しなければいけないと、新たな条例とか作ってもと、そのどちらの立場なんですかということを今お聞きしているんです。それを一応はっきり言ってもらわないと、町民の方々が不安なんですよ。ぜひ、その態度の表明をお願いします。

○町長（山本孝二君）　先ほどから言っていますように、私は阻止のほうで、その心構えでやっています。そのためにどういう方法があるのかということです。ですから、そのために皆さんに、情報を共有しようと。

一つ心配するのは、宗教団体の方を知りませんので、その辺のところを情報を収集しながらですね。ですから、最悪の場合を想定しながら、それにどういう対応でいくのかというスタンスで取り組んでいますので、最大限の努力をしながら、基本的にはそういう情報

がありますので、基本的には阻止するという姿勢で取り組んでいます。

○４番（福永　啓君）　阻止するという姿勢で取り組んでなされていただけるということで、ちょっと初めは悪かったんですが、ある程度、少しはわかりました。

あと、常に情報が入ってきている中で、例えばこの意見書作成に適、適と書かれちゃうんです。私はそういう意見書作成に関する、関連通達ですとか、それと意見書作成にかかわる要領を見ました。県にも尋ねました。これはあくまで町の判断ですから、これを適・不適とすることに関して、これは適にしなさい、不適にしなさいということを県が指導することは一切ないと。見れば、例えば町の意見では適とされている、公表されている土地利用計画の適合性、これは県の利用計画とかあるんですよ。非常にざっくりと書かれている計画なんですよね。これはこういうふうに使いましょう、関係性、観光にこう使いましょうという意見がございます。それで、町の判断のしようによっては、これは十分不適と書いてる部分が多々あると思うのです。だから、さっき町長がおっしゃったように阻止をするというものの前提に立つのであれば、そのような解釈できる範囲のものはすべてやはり阻止とかできないとかいうほうにやっていくと進めていかなければ、どうしてもやはり阻止はできないと思うんです。

解釈のできる範囲の中で、これは２番目、公表されている土地計画への適合性ですとか、公表されていない土地計画の適合性、これが何を示すかというのは、私も見ましたが、確認を、なぜ解釈を厳しく、不適なり何か判断できないなり何かそういうふうに書かなかったのか。それがちょっとわからないんですが、そのあたりは何でしょう。

○企画財政課長（吉本正剛君）　売買届の中では、何ら何も認識はあっていませんので、その中で、いわゆる予測されたような、思われるような判断の中で、そういったチェックの仕方というか、不適とかいう判断はできません。ですから、そういったいろんな実際行動計画をされる中で、いろんな関係法令の中で、行政というのは正しく土地利用ができるように誘導していく、指導していく、あるいはその時点でそういう指示に従わないときには、いろんな勧告とか措置がありますけれども、そういう方向でその土地については措置をしたところですし、またその先は県で判断されることになりますので、県の措置を仰ぐということになります。

○４番（福永　啓君）　一般的にはそうなんです。しかし、この団体は、さっき町長がおっしゃったように、阻止を前提としていたら、解釈で、可能な解釈の範囲内をやっていく。そ

うして手続きをできるだけ進出開発を遅らせていくということが必要になると思います。１回目ではなくて、２回目が特に重要です。そういうことを言っているんですよ。

ちなみに、西原村等々は、そのように一生懸命拡大解釈をして、ここはできませんよ、ここはできませんよと。言ってしまえば、内政に近いかもしれません、向こうからすれば。そのようなことまでして、ここは絶対阻止するんだ、入れないんだという意思のもと、そういうことを行政行為としてやっていったんです。売買に関しては、止められませんよ。私的売買ですから。しかし、さっきおっしゃいました、これは阻止するというのが前提であれば、法律に触れてないなら仕方がないよねという、一般的、行政手続きだからこういうのは仕方がないよねではなくて、厳しく極限まで解釈範囲を変更して、その地域の財産を守るためにそういう判断に対して、今後やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　そのあたりは、いわゆるしっかりととらえていくべき、すべてが町の行政の機関としては、しっかりした法にまず基づいて、その基づいた中で、不具合性のある、グレーゾーンのことを言われているかと思いますが、そこを上のグレーゾーンのところに持っていくのか下のグレーゾーンのところに持っていくのかという判断もあるかと思います。しっかりそこは、今言われたように、町長も言われていますので、阻止できるようなやり方というのは、しっかり私たちも勉強して、工夫していかなければいけないところは感じているところです。

○４番（福永　啓君）　今現在、あの土地の場所、これはすべて雑種地になっていると思います。そして、砂防地域は、前回境界が確定されたみたいですけど、そんなに多くはないと思います。あと、単に真ん中に水路といいますか、小さい川みたいなのが通っていると思います。あれは町の河川になっていると思いますが、あれは大体誰の所有なんですか、川自体は。

○建設課長（松永正夫君）　現在御船町が管理しております。法定外公区ですので、町のほうに譲与されていると思います。

○４番（福永　啓君）　じゃあ、真ん中を通っている小さな小川ですが、広沢水というんですか。それは、町が管理して、その川の河川です、真ん中、それも町の土地なわけですね。ということは、あそこに家を建てたっていいということなんですよ、町のあれだから。阻止をするんだったら、いろんなことができるんです。そういうふうに、まず、私が言って

いるのは、あらゆる手段を使って阻止をするんであれば、こういう団体のあれから町を守りというのであれば、いろんな手段が今できると思います。

このほかに、よく国土五法とかおっしゃいますけど、それのみではやはり難しいところがあるかなあと思います。今現在、議会で景観条例等を検討しておりますが、その国土五法の穴等を、この景観条例で埋めていかなければならないかなと私は思っておりますが、今できること、できないこと、わかっていれば教えてください。

○企画財政課長（吉本正剛君）　いわゆる今法制がいっぱいあります。国土五法をはじめとして、県の条例、あるいは今考えておられるのは、土壌汚染対策法とか、水質汚濁防止法とか、県の環境影響強化条例とか、いろんな法、条例がありますので、さっき福永議員が言われましたように、何かに今引っかけてという言い方はあれですが、何かにそうしたことが抵触するようなことになれば、それをちゃんとただしてもらうというところになりますので。あと、今条例の関係も出ていますので、この今ある五法をはじめとする、各いろんな法や条例等で補える分は補える範囲内で条例を作成していったらいいんじゃないかと思います。

○４番（福永　啓君）　理解を、ここが難しいとか、ここのところを条例化してくれと、そういう要綱等では、これは強制力もございません。今、やはり私が調べた間に、いろいろ法律はございます。しかし、やはり法律ではどうしてもやっぱり穴が出てきてしまいます。これは通じない、これは通じないというところがですね。ですから、そういう議会に対する、今条例作成中ですので、ここのところをお願いしますという希望をぜひ出していただきたいと思います。

それで、この危機管理の関係、さっきちょっと町長の答弁が、私にはもうちょっと危機管理とは違っていたんですが。まず、闘争論をちょっと言っていきたいんですが、あの場所ですよ、旧のんびり村、あそこは大体大型開発というのをするような、していい場所なのかどうか。どういう認識を、どういう開発が進むのか、開発しないほうがいいのか。そのあたりの認識を町長、土地についてどういう場所なのかとお思いなのか、認識をお尋ねいたします。いかがですか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　あの場所は、皆さんご存じのとおり吉無田高原という御船町の素晴らしい自然環境高原にあふれた、また眺望のいい地域ですので、それに見合った自然を、環境保全を守るとか、保全できるような開発というか、そういう事業は大いにとい

うか、そういう事業に絡んだ自然を壊さない、自然を守る、そういった地域にしていくというところです。そういった関連のことには、しっかりまあいいんじゃないかと思いますし、またそれを壊すような開発、水質を汚濁するとか悪臭を出すとか、いろんな環境にそぐわないようなことがあれば、それはやはり企業として望まれないと思っています。

○４番（福永　啓君）　そういう開発行為です。今のではわかります。そうしますと、あそこはそういう環境配慮型、そういう開発は行うべき行為であると。開発行為自体は問題ないという立場でよろしいんですかね、町長。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

土地の所有者がまずどうしたいのかというのがあるかと思いますけども、基本的に今までの答弁では、のんびり村は農振地域に入っておりませんけれども、ほとんど農振地域に入っているわけです。それから、緑の村もああいうスロープがあって非常に景観もいいと。そういう中では、やはり農業と観光というのをベースとした土地利用が一番いいと。その中で、国土五法というのは、非常に強いんです。全体的なバランスで、国土五法を指定してありますので、その中で、今回は農振地域も外れている旧のんびり村の敷地、それがまた民間であったと。西原村とちょっと違うのは、西原村は村域が一部あるんです。その辺のところが、若干状況が違うんですけれども、そういう中で、やはり開発もいろいろあるかと思います。ここにまだ絵の状態ですけれども、そういうサッカー場とかテニス場とかされる場合に、本当の目的は何なのかという、そういうところをきちんとしないと、ただ漠然的に何か整備して、じゃあ誰が使うのかと。そして周辺の人も非常に心配されていますので、少し周辺の人に還元するような形ならば少しはいいけれども、自分たちの団体だけでして、環境だけ汚染してということになると困るから、ですから、もしあそこに開発をするとするなら、どういう目的でされるのかということを、やはりきちんと関係機関とも連携しながらチェックをするということです。

今は、先ほど言いましたように、積極的に、やっぱりチェックを入れながら、そういうミスがないように、どういう開発をするのかということを、きちんとやっぱりとらえておかないと大変なことになります。

それと、もう１つ、土地利用については、議会でも景観条例ということで計画されていますので、ぜひ議会提出議案ということで出されるかと思いますけれども、これは当然町の土地でありますので、当然連携しながら調整していくと。ただ、私が以前から言ってい

ますように、景観条例を制定したからといって、こののんびり村のこのような感じの阻止は厳しいですよと。ですから、今法律あるいはいろんな条例、規則、要綱等の中で整備していくということでありますので、この点については、今内部でもしっかり詰めております。また県とも情報交換しながらやっておりますので、そういう中で、やはり地元のためになるような、土地利用の規制をしていきたいと思います。

○４番（福永　啓君）　先ほどは、これはこの団体によるのは阻止するんだということを前提にお話しされているかなと思ってたんですが、今お話聞いていると、利用されるとしたらこんな感じとか、何か阻止が前提ではなくなってきているような気がするんです。私がお聞きしたのは、その団体ではなくて、あの地域のそもそものお話をしたんです。

それで、あと１回お聞きします。あの地域は、今の団体です、それについては、開発進出については、とにかく絶対阻止するということで断言してもらってよろしいですね、町長

○町長（山本孝二君）　ですから、阻止を前提として、法律の中できちんとしていくということです。先ほど言いましたように、福永議員の情報も正しいかと思いますけれども、そういう情報をきちんと確認しながらやっていかないと、一方ではまた別の要件もありますので、ですから、基本的には阻止の方向でやりながら、きちんと調べていくという姿勢です。

○４番（福永　啓君）　歯切れの悪い。ちょっと住民の方も、今、とにかくやめてくださいと言って、開発阻止を掲げて署名活動も行っていらっしゃいます。そういう、先ほど阻止の方向で検討していると、ちょっと言葉が弱くて、私もなかなか納得できるところではありませんが、そもそもあの地域です、さっき言ったみたいに環境配慮型の開発だったらしていいという考え方もあるかもしれません。しかし、あそこはやはり水源の一部なんです。涵養地の一部だと思います、草原でありながら。その水、これに対する財産、そして御船町はどのような重きを置いていらっしゃるのか。あそこを涵養地としてどのような評価をなさっていらっしゃるのか、お聞きします。

○企画財政課長（吉本正剛君）　そういう思いがあって、熊本県が地下水保全条例というのを御船町全体に被せてあります、ご存じかと思います。ご存じのとおり、全国的に地下水で賄っているのは熊本県がほとんどだと思いますが、それだけ大事な地域ということで、保全条例を定めてあるわけですので、町も同じく県と同じ考え方になるということです。

○４番（福永　啓君）　水の資源というのは、多分皆さんが思っていらっしゃるように、非常

に重要な資源だと思います。今、私たちはすべての水道水を地下水で賄って、日常的なものだからそれに気づきません。ところが、外国に行きましょう。外国から見れば、私たちの庭から石油が出るのと同じことなんです、原油が出よっとですよ。もう、億万長者という感じですよ。「うわあ、よかね、あそこは水の出る」って、そういう外国から見れば思われるところもたくさんあるんです。だから、今小さいところで見てみれば、水、一般的なものなんですが、世界的規模からすれば、この水っていうのは、とてつもない資源であり、重要な資源なんです。それの一番大事な場所なんです、吉無田地域は。今後、ですからそれこそ危機管理なんですよ。どんなところが入ってくるかわからない。今入っている団体のほかに、それから分発団体、これ今同じように手かざしをやって、水の味を変えるとか、雲を消すとか言ってという団体が入ってきているというううわさもございます。そこも水を売ったりとかするんです。それだけではなくて、これは考え方によっては外国産だとかが入ってきて、あのあたりを買い占めるかもしれない、でっかいところを。そして、エビアンだって、世界中売っているでしょう。ヨシムタンとかって売るかもしれないです、本当に。それぐらい重要な資源であると。それを私たちは今からどうしていくのかということを考えないといけないんです、あの地域に関しては。ですから、私はあそこはそういう大型開発自体には即してないんじゃないかと。開発自体をするべきところじゃないんじゃないかと私は思うんですが。町長、いかがですか、その思いは。

○町長（山本孝二君）　緑の村も、昭和55、56年に、ある意味では開発責任でやっていますので。ですから、大規模林道、今は町道吉無田線、あの道路によって、非常に地の利もよくなってきたというのもあります。ですから、開発がイコールすべて悪いということはなかなか言いにくいですけれども、景観、それから今言われた水は確かにそうです。吉無田の250万本の植林を江戸時代にされたというのは有名な話なんですけれども、そうやってやはり元禄嘉永井手の話もありますので、その点は確かに守るべきだと思います。ただ、今の土地利用規制の中で、やはり誘導するということも大事かと思います、誘導。その法律の中で誘導するということです。

ですから、景観条例を制定されるのであれば、そういう中でその点も審議していただいて、私はその中で、今ある法律の中で運用すると考えます。

○４番（福永　啓君）　例えば、法律上こういう開発はできないので、開発を変えてこんな開発にしてください、これだったら許可できますよと誘導するということの誘導ですか、誘

導とは。

○町長（山本孝二君）　例えば、都市計画区域内は開発指導要綱1,000平方メートルの許可が要ります。都市計画区域外は3,000平方メートルということで、当然ながら、都市計画法に準じてやっておりますけれども、当然宅地をするときには、道路それから上水道、浄化槽関係、そういうもろもろのことをやりながら、問題がないかということをやります。特に、のんびり村周辺に宅地化となりますと、当然水それから排水、そういうことがどこまで基準どおりにできるのかと、そういうことをやるというのも一つのこの指導要綱、指導要綱が条例でないからできないということではなくて、今ほとんど業者関係は守っております。ですから3,000平方メートル以上の開発が出たときには、当然ながら町の開発審査会でも審議しますので、そうやって調整しながら、被害を与えないように、基準に合うような形での許可ということになりますので、そういうこともきちんと基準に踏まえて、やっていきたいと思います。

○４番（福永　啓君）　今、話を聞いていますと、非常に不安になってきました。何か話を聞いていると、阻止をすると言いながら、何か法律に違反しないようだったら、すべての・・・に進めていいんですよみたいな感じが、端々に見えてくるんです。今、やっぱり町として強い態度を見せなければいけないのは、この団体は入れちゃいけないと。絶対入れちゃいけないと、強くその団体に対してもアピールすることだと思うんですよ。そうすれば、そういうときに入ってこんようになるですよ。問題は起こそうごとなかけんですね。そこは一生懸命お金を集めるんですよ、こうやって。それが２億円とか何とかなると、信者さんにもそういったお金を集めにくくなるから、ほかのところに入れなはるという、紙一重じゃなかろうかと思います。

そういうふうに、それは実際阿蘇でも行われました。阿蘇でも、市長が、それはもう入れませんとか、前に、法律とか基づく前に、そういう宣言をされました。西原でもされています。ぜひ、強い宣言をですね、町長、ここではもう絶対阻止しますと、どういうことがあっても私の責任で阻止します。そういう意味ではできませんか。

○町長（山本孝二君）　前回のときも、私が先頭立ってやりますということで、明言しています。なぜこのこういう議場で言えないかというのは、それぞれの立場を配慮してのことなんですよ。ですから、先ほど言ったじゃないですか、阻止するという前提でやっていると。しつこく聞かないでください。

○４番（福永　啓君）　・・でくださいと言ったんですけどね。言ったことと、その後の答えが、だんだん変わってくるものだから、もう不安になってくるわけですよ。何とか、私は阻止しなければいけないと思っているので。あと、ここをやはりそういう団体が入ってくると、御船町の資産価値というか、観光的価値とか、そういうことにも多大な影響を与えると思います。そういう、それもやっぱりある種危機管理の維持とか財産の維持、そしてその観光価値とかいう危機管理のところがあると思います。ですから、そこのところは、あらゆる手段を使って、阻止をしていただきたいと思うんです。

例えば、西原村でやっていた周辺です。もうこれ以上広げられないように、周りの土地を少しずっと買っていくとか、そして一番基本となるところを刈ってフェンスで作って、もうこれ以上広げさせないようにするとか、西原とかはそこまでやっているんです。今後そのような方法をとるおつもりはありますか。

○町長（山本孝二君）　今からが具体的なことになってくるかと思いますけれど、例えば、パトロールとか暗いところの防犯灯を設置したりとか、そういうことを地元の人たちときちんと話をしながら、どこまでできるのかと。ですから、基本的な姿勢は先頭に立って阻止するということを言っていますので、その中で、今言いましたように、具体的に何ができるかですね。この辺のところを問うていかないことには、やはり話だけではできませんので、そういうことを今後は、今も打ち合わせはしてますけれど、具体的にどうなのかということを、やっぱりきちんと話をしてやっていくということが大事だと思います。

○４番（福永　啓君）　具体的にできることは、幾つかあってできないことも幾つもある。例えばさっき私が言ったように、川のところです、あそこは御船町のものですよ。岸が被さっていますよね。御船町のものだから、もう明日にして、あそこに川にしますから、ずっとさらえますと言って真っ直ぐしてしまって、閉鎖したってもいいんです。そしてもう通れませんというような、ある種嫌がらせかもしれませんけど、こういうこともする権利があります。また、周りの土地を買って、それから壁を立てるとか、そういうこともできるはずです。あとは、いかがですか、建設課長、一応河川でしょう、あれは。河川ですよね。だから、御船町独自で、砂防とか何か、そういう砂防に準じたきちんと・・・条例等で規制することも可能ではありませんか、いかがですか。

○建設課長（松永正夫君）　お答えします。

砂防河川については、県で規定してあります。今言われた河川の下流については、砂防

ダムも設定してありますので、途中までは砂防指定に指定されております。上はしてありません。

○４番（福永　啓君）　そこを町独自の条例で、砂防に準じた地域として、そういうことをするとか、条例をそれで作るとか、もしくは県に働きかけて、そこのところも砂防地域にしてもらうとか、そしたら25メートルぐらいの開発ができなくなってしまいます。そういう、一つ一つの具体的措置を早急に今すぐ始めていかないと、止まらないんですよ、あの方たちは。止めないんです。Ｇ＆Ｍというところが開発しようとしています。でも開発できない、あの方たちはもともと開発したことがないですから、土地とか、どこにやらせるのかわかりませんけど、全くそういう計画自体も机上の空論みたいな計画のみなんです。だから、何をやるか私は全くわかりません。

ですから、早いうちに町が、そういう具体的な、さっき言った策は幾つもあるんですよ。今ここで私も幾つか言いましたよね。それを具体的策として町に検討していただきたいと思います。まず真ん中の川、そしてそのところを早く町独自の条例で、砂防地域の上の上流の川については、町独自で準砂防地域と指定し、左右を25メートルは何か開発できないようにしてしまうとか、あとは、周りのところで規模・・・としては土地を買うと、もしくは寄附をしてもらう。寄附をしてもらったら、たしか、しばらくしたら寄附をした側には安く先にお渡しすることもできるようになっていたような気もいたします。そのようなことをして囲い込むとか。あとは環境条例を使います。あと水、これは水につきましても、早く、今は・・。

○議長（岩田重成君）　福永君、もう時間も来ておりますので、大概でまとめてください。

○４番（福永　啓君）　はい、まとめます。

小さい水路とかも規定が今できませんので、そこまで規定するような形で、ぜひ住民の意思に沿うような形で、阻止を前提に進めていただきたいと思います。最後になりました。

○建設課長（松永正夫君）　河川につきましては、現在今１メートル程度の土管が入っていますけど、水路幅については６メートルでお互いで確認をしております。今後、場所をいろいろさわられる場合は、河川として６メートルの幅は取ってもらうようにするように計画はなります。

○４番（福永　啓君）　それはわかりますけど、その後にそれを現状ではなくて、条例等ですとか、買収等ですとか、そういうことを作って、そういう少しでも実効性のあるような阻

止ができるような形で今後活動をお願いいたします。